

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01580

研究課題名(和文)20世紀初頭イギリスにおけるジェンダー平等思想の諸相と福祉国家の起源

研究課題名(英文)Visions of Gender Equality in the making of the British Welfare State: the Case of Family Allowance and the Feminism

研究代表者

原 伸子 (Hara, Nobuko)

法政大学・その他部局等・名誉教授

研究者番号：00136417

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の課題は、20世紀初頭のイギリスにおけるフェミニスト運動と労働者階級の女性たちの思想を研究することによって、彼女たちが労働者としての自立と母性の狭間におかれていたことを明らかにすることである。この観点は、ジェンダー平等思想と公私二分法との関係と問うことであり、これまでの研究では十分に検討されていなかった点である。またそれは同時に、19世紀から20世紀初頭にかけての「効率性の時代」(G.R. Searle, 1971)におけるフェミニスト運動を「遠くの鏡」としながら、現代のグローバリゼーションと福祉国家の変容を映し出すことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

20世紀初頭のイギリスは、1908年老齢年金法にはじまる「リベラル・リフォーム」の時代であり、まさに福祉国家の勃興期であった。そして、そこで展開されたフェミニズムによるジェンダー平等をめぐる運動は、女性参政権運動、労働市場における男女平等賃金、そして国家に家族手当を求める家族手当キャンペーンなど公私にわたる平等論を展開することによって、20世紀初頭のまさに「女性の平等概念の再定式化」を導くとともに、女性が直面した「ウルストンクラフトのジレンマ」を明らかにした。以上の福祉国家勃興期の労働者階級女性のおかれた立場は、女性の労働市場進出が格段に進展した現代においても同様である。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to investigate the thoughts of feminists and working class women in an early in the 20th century in Britain. The question is what is the relationship between an appeal for equal pay for men and women by women's labourer's organisation and the movement of family allowance by Elenore Rathbone since 1910s. Then this study attempts to clarify here that the women labourers in face of low pay and sweated work were in the dilemma of public/private dichotomy of welfare state. It also show that the situation of women in an early of 20th century in Britain is similar to that of modern times as changing welfare state and the globalisation since 80s in terms of facing of public/private dilemma.

研究分野：ジェンダー経済学、社会政策

キーワード：フェミニズム ジェンダー 家族手当キャンペーン 家族手当論争 エレノア・ラスボーン

1. 研究開始当初の背景

(1) 20世紀初頭のフェミニズム運動

20世紀初頭のイギリスにおけるフェミニズム運動は、19世紀後半から続く女性参政権運動と、1910年代以降の福祉国家勃興期に慈善運動家であるエレノア・ラスボーンによって提唱された家族手当キャンペーンとの間で揺れ動いていた。つまり、それは、福祉国家における公私の領域における男女平等の「型」をめぐる論争であった(Lewis, 1991)。公的領域における平等とは国家・市場(労働市場)における参政権と男女同一賃金の確立であり、私的領域における平等とは家族内部における女性の無償労働およびケアに対する手当の実現である。

1918年、人民代表法によって30歳以上の戸主の女性に選挙権が認められることによって、限定的ではあるが初めて女性参政権の実現を達成することができた。その後、とりわけ1918年から1925年(注1)までの間、フェミニズム運動の焦点は家族内における性別役割分業に向けられるようになり、運動の焦点は家族手当キャンペーンとなった。実際、1919年にはラスボーンが最大の女性参政権運動の組織であるNUWSS(National Union of Women's Suffrage Society)の代表になった。つまり、20世紀初頭のこの時期に、組織化されたフェミニスト運動による女性の平等概念の重大な再定式化が生じたと言える。その背景には、19世紀末から20世紀にかけての不況を背景として、苦汗労働と低賃金のはざまに置かれた労働者階級の「女性の現実の平等」(Lewis, 1991: 82)を求める動きがあった。

(2) 19世紀末から20世紀初頭の労働者階級家族と女性の「現実」

19世紀末から20世紀初頭は「効率性の時代」(G.R.Searle, 1971)と呼ばれている。当時のイギリスでは、ボーア戦争時の志願兵検査における多数の不健康な若者の発見、出生率の低下と高い乳児死亡率などの「退化」が社会問題となった。そして将来世代への不安や「帝国」の維持の観点から、国民大衆の人口増大と環境改善に向けた「国民効率性運動」が拡がりを見せた。ブースによるロンドンのイーストエンドの貧困調査や、ラウントリーによるヨークの労働者階級の貧困調査が行われたのもこの時期である。

そのような背景のもとで、ラスボーンはリバプールの港湾地区(マージサイド)における、季節労働者(casual labourer)とその家族の貧困問題(Rathbone, 1903)や、同じくリバプールにおいて救貧法下にある寡婦の調査(Rathbone, 1913)を実施しており、労働者階級家族の母親と子どもの貧困問題が「家族手当」構想に結びついてきたことは明らかである。実際、当時の働く女性たち、とくに労働者階級の女性たちは、一部の熟練労働を除いて、その多くが苦汗労働と母性(=家族における労働力の再生産)の狭間におかれていた。

(3) 男女同一賃金と家族手当をめぐる論争

ラスボーンは家族手当運動を「新しいフェミニズム」と呼んで、労働者階級女性の家族と「女性の現実の平等」を目指した。女性参政権運動の「機会均等派」は、ラスボーンに対して、家族手当キャンペーンが女性の「差異」を強調しており母性主義にもとづくものであると批判した。それに対して、ラスボーンは、女性参政権運動がもたら「中産階級の女性の利己心にもとづいており、彼女らは自らが「議会や地方政府に進出する権利とそこで『教養ある専門職』につくこと」に主眼があると批判した(Lewis, 1991: 83)。つまり、それは労働者階級家族の女性たちの声を反映しないものであるというのである。確かに、ラスボーンの根底に母性主義があることは事実であるが、ラスボーンの論理において、「差異」と「平等」の線引きは単純ではない。彼女の理論は、家族手当は女性の無償の家事労働を評価するものであり、それが男性に支払われる「家族賃金」を不必要なものとすることによって、労働市場においても男女平等賃金への道筋が作られるというものであった。ここで注目されるのは、ラスボーンは、事実上、キャサリン・ペイトマンのいう「ウルストンクラフトのジレンマ」を国家の介入、つまり家族手当によって克服しようとしたことである。

それに対して、女性参政権運動を代表する「機会均等派」のミリセント・フォーセットは、ラスボーンが女性の低賃金は家族賃金の結果であるとしたことを批判した。フォーセットはJ.S.ミルの理論にもとづいて、女性の低賃金は労働市場における女性の職種が限定されているからであるという。つまり、フォーセットの要求は、男性と女性が平等に競争できる公正な労働市場こそが必要だということである。

また1880年代後半以降に労働組合WTULを率いたレイディ・ディルクは、労働組合主義にもとづいて、男女平等賃金に向けての組織化の必要性を主張した。「工業化の進展で若い女性が低賃金で雇われ、男性の『家族賃金』を破壊する。さらには男性の仕事を奪うこともある。家族の女性たちはやむなくさらに働きに出る。やがて家族そのものが崩壊する。この悪循環を断ち切るためには男女の賃金を同等にする以外に道はない」(今井, 2006: 20)と。ここで興味深いのは、

同じく「家族イデオロギー」に基づいていると批判されながらも、ラスボーンが家族賃金の解消を求めるのに対して、ディルクが男女平等賃金とともに家族賃金の重要性を指摘していることである。

(4) 本研究の視点

本研究の課題は、20世紀初頭イギリスにおけるジェンダー平等をめぐる論争を整理・検討して、そこで提起された論点が福祉国家の起源を形作る所以を明らかにするとともに、現代における家族政策とジェンダー平等の問題に対する示唆を導出することである。本研究において注目するのは、ラスボーンが家族手当キャンペーンを通じて提起した論点である。すなわち国家による家族手当が女性の無償労働に対する手当となり、それが「家族賃金」を不要として、その結果、労働市場における男女平等賃金を実現するという構想の現代的意味である。ラスボーンはあくまで母性主義にもとづいており、実際、それが理論的限界であるともいえるのであるが、その一方、母性主義であるがゆえに、あくまで女性がおかれた「現実」に目を向けることができたということである。それは、当時の女性参政権運動には見られなかった観点である。

2. 研究の目的

20世紀初頭のイギリスにおけるフェミニスト運動と労働者階級の女性たちの思想を研究することによって、彼女たちが労働者としての自立と母性の狭間におかれていたことを明らかにすることである。この観点は、ジェンダー平等思想と公私二分法との関係と問うことであり、これまでの研究では十分に検討されていなかった点である。またそれは同時に、19世紀から20世紀初頭にかけての「効率性の時代」(G.R. Searle, 1971)におけるフェミニスト運動を「遠くの鏡」としながら、現代のグローバリゼーションと福祉国家の変容を映し出すことである。「効率性の時代」(Age of National Efficiency)とは国民国家とグローバリゼーションの関係が問われる時代であり、まさに現代と共通する点が多い。

3. 研究の方法

(1) 一次資料の調査について

本研究では、20世紀初頭にかけてのフェミニズム運動、とりわけ家族手当運動に着目した。そのため、慈善運動家であり家族手当運動の指導者であったラスボーンの家族手当協会やリバプールの港湾地区の貧困研究の文献を、リバプール大学のラスボーン文庫において調査する予定であった。しかし、研究期間である2020年度より2022年度は世界的なコロナ禍にあり海外調査が困難であった。したがって、筆者がすでに前回の科研費テーマ「両大戦間期イギリスの女性労働者組織の思想と福祉国家」(課題研究: 17K03645)において調査したりバプール大学での調査資料(今回の課題の一部を含む)の解読をはじめ、20世紀初頭イギリスにおけるフェミニズム運動に関する国内外の図書館の所蔵資料(特に法政大学の多摩図書館には家族手当に関する貴重な資料が個人文庫として保管されていた)、および国内外の文献の蒐集をつうじて研究をおこなった。

(2) 海外の研究者へのインタビューや意見交換

上述のとおり、当該課題の研究期間がコロナ禍のために、渡航が困難となり対面でのインタビューや意見交換はできなかった。けれども、2021年秋に学習院大学、ロンドン大学、マンチェスター大学、ニューキャッスル大学共同開催の国際会議、*Culture, Class, Connection*(2021年9月24日、学習院大学)において、“Dual Deregulation of Labour and Childcare and Gender Equality in Japan”というテーマで報告する機会をえることによって、現代の貧困と不平等に関する多数の国内外の研究者と意見を交わすことが出来たのは有益だった。さらに、Zoomを使用して、家族史研究の第一人者であるジェーン・ハンフリーズ教授(オックスフォード大学、ロンドン大学)をはじめ海外の研究者との意見交換、およびインタビューをおこなった。

4. 研究成果

(1) 20世紀初頭における女性が直面した「公私二分法」

20世紀初頭のイギリスは、1908年老齢年金法にはじまる「リベラル・リフォーム」の時代であり、まさに福祉国家の勃興期であった。そして、そこで展開されたフェミニズムによるジェンダー平等をめぐる運動は、女性参政権運動、労働市場における男女平等賃金、そして国家に家族手当を求める家族手当キャンペーンなど公私にわたる平等論を展開することによって、20世紀初頭のまさに「女性の平等概念の再定式化」を導くとともに、女性が直面した「ウルストンクラフトのジレンマ」を明らかにした。

かつて、キャロル・ペイトマン(Pateman, 1989:197)は、福祉国家におけるジェンダー平等をめぐる女性のおかれた状況を、17世紀末の女性解放運動の先駆者であるメアリ・ウルストンクラフト(Mary Wollstonecraft)の名を冠して「ウルストンクラフトのジレンマ」と呼んだ。それは、「家父長的」福祉国家の枠内では女性が要求するシチズンシップは実現し得ないというものであった。女性は一方で、福祉国家のシチズンシップが彼女たちに拡大されることを望んだ。

それはジェンダーニュートラルな社会に向けたリベラル・フェミニストの主張であった。しかし他方で、ウルストンクラフトが指摘したように、女性は同時に母としての特殊な仕事、「福祉を供給する無償労働」であるケアを行う。それは「市民としての女性の仕事」とみなされてはいるが、公私二分法のもとで福祉国家のシチズンシップの外部に存在することになる。なぜなら「男性稼ぎ主モデル」のもとでは、シチズンシップは市場における雇用労働に結びついており、女性や子どもは「被扶養者 (dependent)」という資格においてのみ社会保障の恩恵に浴することができるからである。こうして女性のシチズンシップの要求は福祉国家においてジレンマに陥ることになる。

(2) 現代におけるジェンダー平等への示唆

以上の福祉国家勃興期の労働者階級女性のおかれた立場は、女性の労働市場進出が格段に進展した現代においても同様である。とりわけ、80年代以降の福祉国家の変容と、90年代以降のグローバリゼーションの進展のもとで、私たちは「新しい社会的リスク」に直面している。それは女性が労働市場に進出するにしたがって、賃労働と家庭生活の両立が困難になること、人口の高齢化による既存の社会保障の機能不全が生じること、社会的弱者が育児や介護の困難に見舞われることなどである。背後には、社会的ケア（育児や介護など）の不足がある。重要なのは、有償労働(労働市場)と無償労働(家族)の両方にまたがる総合的政策である。

(注1) 1925年には、家族手当をめざす **Family Endowment Committee** は、ウィリアム・ペバリッジを代表、ラスポーンを副代表とする **Family Endowment Society** に改組されるとともに、他の諸団体に対してフェミニストの比率が急速に小さくなった。ペバリッジは1927年に「家族手当キャンペーンは『フェミニズムの害悪』によって汚されているというような提言」をおこなったのであるが、それに対してラスポーンは、家族手当を実現するために多様な団体を結集することが重要であると信じていた (Lewis, 1991 : 85)。

<引用文献>

今井けい、イギリス女性運動史、1992

今井けい、女性労働運動 周辺から主流へ？、河村貞江・今井けい編、イギリス近現代女性史研究入門、188 - 202

原伸子、ジェンダーの政治経済学、有斐閣、2016

Drake, B., *Women in Trade Unions*, London: Labour Research Department, 1920

Lewis, J., Models of Equality for Women: The Case of State Support for Children in Twentieth-Century Britain, *Maternity and Gender Politics: Women and the Rise of the European Welfare States 1880s-1950s*, (eds., G. Bock and P. Thane), 1991, 73-92

Rathbone, E., *Reports on the Results of a Special Inquiry into the Condition of Labour at the Liverpool Docks*, on November 20th, 1903 .

Rathbone, E., *Reports on an the Condition of Widows under the Poor Law in Lverpool*, on December 11th, 1913 .

Searle, G.R., *The Quest for National Efficiency: A Study in British Politics and Political Thought*, 1971.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 原伸子	4. 巻 73
2. 論文標題 ケアの理論と政策：保育の市場化批判	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教経済学研究	6. 最初と最後の頁 107-132
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 原伸子	4. 巻 748
2. 論文標題 【特集】イギリス工業化社会における労働者階級家族と子どもたち—Jane Humphries, Childhood and Child Labour in the British Industrial Revolutionを読む	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大原社会問題研究所雑誌	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原伸子	4. 巻 748
2. 論文標題 エンゲルス『起源』の「二つの生産」と労働者階級家族	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大原社会問題研究所雑誌	6. 最初と最後の頁 7-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 原伸子
2. 発表標題 Dual Deregulation of Labour and Childcare and Gender Equality in Japan
3. 学会等名 International Symposium, Culture, Class, Connection（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 桜井智恵子、原伸子、酒井隆史、成田洋樹、田中太郎、居神浩	4. 発行年 2021年
2. 出版社 一般財団法人教育文化総合研究所	5. 総ページ数 100
3. 書名 経済産業と教育	

1. 著者名 原伸子、山本千映、赤木誠、齊藤健太郎、永島剛	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 492
3. 書名 ジェーン・ハンフリーズ著イギリス産業革命期の子どもと労働	

1. 著者名 柳田芳伸、原伸子編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 288
3. 書名 経済学者の女性論	

1. 著者名 原伸子編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 500
3. 書名 福田徳三全集第8巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------